

● ● ● 経営情報あれこれ ● ● ●

》》》》》》》》》 令和5年4月号 《《《《《《《《《《

★令和5年税制改正（相続・贈与税、消費税）★

3月28日、令和5年度税制改正法案が、通常国会で可決されました。今回の改正は、相続・贈与税の課税関係、消費税の事務等に影響を及ぼします。

今月は、令和5年度税制改正に関し、相続・贈与税の改正及び消費税の改正について紹介します。

1. 相続・贈与税

相続・贈与税関係の主な税制改正は、次のとおりです。今回の税制改正では、マンションの評価に関する改正は行われず、次年度以降に持ち越されました。

(1) 相続時精算課税贈与と暦年課税贈与の改正（令和6年1月1日以後の贈与）

①意義

贈与税の課税には、次の2つがあります。

イ、相続時精算課税贈与

相続時精算課税贈与とは、贈与時には、贈与財産から2500万円を控除した財産に、税率20%を乗じた金額を贈与税として納税し、相続が発生した時に、生前贈与財産を相続財産に加算し、生前に納税した贈与税を相続税から控除する贈与です。

ロ、暦年課税贈与

暦年課税贈与とは、現行税制では、相続開始前3年内の贈与を除き、相続財産に加算されない贈与で、贈与財産から110万円を控除した財産を課税価格として、贈与税を計算し、これを納税することで課税関係が終了するものです。

②相続時精算課税贈与の改正

相続時精算課税贈与に改正内容は、次のとおりです。この改正により、税負担の軽減や相続税課税時に土地・建物の評価見直しが可能となりました。

項目	改正前	改正後
贈与税の計算方法	$(\text{贈与額} - 2500\text{万円}) \times 20\%$	$\{(\text{贈与額} - 110\text{万円}) - 2500\text{万円}\} \times 20\%$
申告手続き	贈与の都度、申告が必要	年間贈与額が110万円を超える場合に申告
相続加算の対象	対象範囲	精算課税適用した全ての贈与財産
	評価額	年間110万円の贈与財産を除く、贈与財産 土地・建物等が災害等で被災した場合、再計算

イ、贈与時の贈与税負担の軽減

贈与時に、贈与財産価額から 110 万円を控除した課税価格となります。

ロ、申告手続きの簡素化

年間の贈与額が、110 万円以下の場合には、申告が不要となります。

ハ、相続時の相続税負担の軽減

相続加算の対象となる贈与財産価額は、年間 110 万円の贈与財産を控除した金額です。

ニ、被災した土地・建物等の評価の再計算

贈与財産に含まれる土地・建物等が被災し、相続時にはその評価額が下落している場合には、相続税の計算において評価替えができます。

③暦年課税贈与

暦年課税贈与の改正内容は次のとおりです。暦年課税贈与に関しては、課税が強化されました。

相続加算の対象	改正前	改正後
対象範囲	相続開始前3年内の贈与	相続開始前7年以内の贈与
対象金額	前3年内の贈与額	前3年内の贈与額に次の金額を加算します。 (前4年から前7年の贈与額合計 - 100万円)

イ、加算対象範囲が3年から7年に

相続税の課税価格に加算される贈与が、相続開始前3年内から7年に拡大されました。

ロ、追加加算対象金額の軽減

加算の対象となる相続開始前4年～7年の贈与に関しては、贈与金額の合計額から100万円(合計額が100万円未満の場合には合計金額)が控除されます。

(2) 教育資金贈与と結婚・子育て支援贈与の改正(令和5年4月1日以後の贈与)

直系尊属からの教育資金贈与(1500万円限度)と結婚・子育て支援贈与(1000万円限度)に関しては、一部改正がなされ、適用が3年間延長されました。

①教育資金贈与の改正

直系尊属から、30歳未満の者が、一定の教育資金として贈与を受けこれを金融機関に信託等した場合には、1500万円までの金額に関しては、贈与税が非課税とされます。

しかし、信託等した金額に残額がある場合には、贈与税又は相続税の課税対象となります。

イ、管理契約期間内に贈与者が死亡した場合

現行法では、受贈者が23歳未満、学校に在学中、教育訓練中の場合に

は、管理残高があっても相続税課税の対象から除外されています。

しかし、令和5年4月1日からは、贈与者の相続税の課税価格が5億円以上の場合には、管理残高は、全額、相続税の課税対象となります。

ロ、教育資金管理契約が終了した場合

現行法では、一定の年齢（30歳又は40歳）に達したこと等で、管理契約が終了した場合、管理残高は、贈与者（直系尊属）からの贈与となります。

この場合に適用される税率は、暦年課税贈与の場合、直系尊属からの贈与として贈与税の特別税率が適用されていました。

しかし、令和5年4月1日からは、直系尊属からの贈与であるが、一般贈与財産と見なされ、贈与税の一般税率が適用されます。

項目	改正前	改正後
契約期間内に贈与者が死亡した場合	受贈者が23歳未満、学校に在学中、教育訓練を受けている場合、管理残額は、相続税課税の対象外です。	受贈者の状況等を問わず、贈与者の相続税課税価格が5億円以上の場合、管理残額は、全て相続税の課税対象となります。
教育資金管理契約が終了した場合	管理契約の終了し、贈与者が生存している場合、管理残高は、直系尊属からの贈与として贈与税の特例税率が適用されます。	管理契約が終了した場合の管理残高に対して、一般贈与財産の税率が適用されます。

②結婚・子育て支援贈与の改正

直系尊属から、18歳から50歳までの者が、一定の結婚・子育て支援として贈与を受けこれを金融機関等に信託等した場合には、1000万円までの金額に関しては、贈与税が非課税とされます。

しかし、50歳に達する等の理由で、管理契約が終了し、信託した金額に残額がある場合には、上記①のロと同様の課税に改正されます。

2、消費税

消費税では、インボイス制度に関連する税制改正が行われました。

(1) 小規模事業者に対する税額負担の軽減

①対象事業者。

対象となる事業者は、課税売上1000万円未満のインボイス発行事業者です。

②経過措置の概要

イ、令和5年10月1日～令和8年9月30日までの日の属する各課税期間

消費税の納付税額を売上税額の20%とすることができます。

ロ、令和8年10月1日～令和11年9月30日までの日の属する各課税期間

消費税の納付税額を売上税額の50%とすることができます。

③経過措置、簡易課税制度、本則課税の適用について

イ、経過措置の適用

消費税の申告時に、経過措置の適用を受ける旨を確定申告書に付記することで適用できます。

ロ、経過措置と本則課税の選択適用

消費税の申告時に、経過措置又は本則課税（納税額＝売上税額－仕入税額）のどちらを適用するかを選択は、確定申告時に、確定申告書に付記することで適用できます。

ハ、経過措置と簡易課税制度の選択適用

経過措置の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を税務署長に提出した場合、その届出書を提出した日の属する事業年度から、経過措置と簡易課税制度の選択適用ができます。

この選択も、上記ロ同様、確定申告時に、確定申告書に付記することで適用できます。

(2) 中小事業者等に対する事務負担の軽減

①対象事業者

対象となる事業者は、基準期間の課税売上 1 億円未満又は特定期間（前課税年度開始から 6 ヶ月間）課税売上 5 千万円以下のインボイス発行事業者です。

②事務負担軽減の概要

イ、期間・・・令和 5 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日までの 6 年間

ロ、事務負担軽減（インボイス保存が軽減）の内容

一回の取引が、税込み 1 万円未満の課税仕入に関し、インボイスの保存が無くても、帳簿に取引内容等を記載し、その帳簿を保存することで仕入税額控除ができます。

(3) 少額な値引き等（税込み 1 万円未満）のインボイスの交付義務免除。

①対象事業者

全ての事業者

②内容

振込手数料と相殺される売上値引き等、税込み 1 万円未満の値引きや返品を行った場合には、返還インボイスの交付は不要となります。

(注) インボイスの交付を受けることが困難な場合

3 万円未満の公共交通機関による旅客の運送や 3 万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等に関しては、インボイスの保存が無くても、

帳簿に取引の記載を行い、その帳簿を保存することで仕入税額控除ができます。

(4) インボイス制度の登録と廃止

①インボイス発行事業者の登録

インボイス発行事業者の登録を受ける場合、登録の届出書の提出期限は、登録を受けようとする課税期間の開始日の15日前までです。

②インボイス発行事業者の登録の取消

インボイス発行事業者の登録の取消を求める届出書の提出期限は、登録の取り消しを受けようとする課税期間の開始日の15日前までです。

③免税事業者の経過措置

令和5年10月1日以後に、免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受ける場合、申請書に、提出日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載します。

(5) 免税品の不法国内販売

①概要

外国人観光客や留学生を募集して免税購入させ、手数料を渡して購入物品を日本国内で（ブローカー等が）買い受け、これを日本国内で再転売して差益を得る不正な取引が組織的になされています。

②双方に連帯納税義務

税務署長の許可を得ずに、購入した免税品を日本国内で販売した場合には、譲渡した者（外国人）と買い受けた者（ブローカー）の双方に消費税の連帯納税義務を課します。

(6) 消費税のインボイス（適格請求書）

①従来の「区分記載請求書」の記載内容（令和5年9月30日までの請求書）

発行事業者名、取引年月日、取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）、税率ごとに区分して合計した対価の額、交付を受ける事業者名

②適格請求書（インボイス）

現行の「区分記載請求書」に次の事項を追加記載します。

イ、課税事業者の登録番号

ロ、適用税率

ハ、税率ごとに区分した消費税額

★事務所から★

令和5年の税制改正の詳細な内容に関しては、別途、税制改正の冊子を作成し、お客様等に配賦いたします（税制改正セミナーは、コロナ禍の中、今年も中止の予定です）。事務所のHPにも公開する予定ですので、ご利用いただければ幸に存じます。
(公認会計士辻中事務所、税理士法人みらい)